

1. 計画の位置づけ

(1) 高齢者福祉計画

- ◆老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、高齢者福祉に関する基本的な方向性や各種事業の内容や量の見込み、施設の整備等について定めるもの。

(2) 介護保険事業計画

- ◆介護保険法第 117 条の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、高齢社会に対応した施策に関する目標、介護サービス基盤の整備及び第 1 号被保険者の保険料の基礎となる計画。
- ◆3 年を 1 期として策定するものと定められており、今年度策定するのは令和 6 年度～8 年度を計画期間とする第 9 期計画となる。
- ◆厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に即し、地域の高齢者の状況等を踏まえ、介護保険サービスや地域の実情に応じて実施される地域支援事業等の量の見込みや確保のための方策等について定めるもの。

⇒瀬戸市では、上記の 2 つの計画を一体化して「瀬戸市高齢者総合計画～やすらぎプラン 2021」として策定しており、令和 5 年度が現行計画（第 8 期計画）の最終年度となっている。

2. 第9期計画の策定に向けて（全国の基本指針のポイント）

（全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和5年3月）より）

基本的な考え方

- ◆第9期計画期間中に、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることとなり、生産年齢人口の減少の一方で、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる。
- ◆65歳以上人口は2040年（令和22年）頃まで、75歳以上人口は2055年（令和37年）頃まで、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれる。
- ◆高齢単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっている。

⇒中長期的な支援ニーズを踏まえ、これからの3年間にどのような取り組みをする必要があるかという視点が求められる。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

- ◆令和3年度～令和5年度の介護給付等の実績を踏まえ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等に基づき、介護サービス基盤を計画的に確保していく必要がある。
- ◆医療・介護双方のニーズを有する高齢者のサービス需要や在宅医療の整備状況を踏まえ、医療・介護の連携を強化し、医療及び介護の効率的かつ効果的な提供を図ることも重要。
- ◆各市町村においては、地域における中長期的なサービス需要の大きな傾向を把握し、その上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案して第9期計画を作成することが重要。
- ◆居宅要介護者の在宅生活を支えるための在宅サービスの充実が課題。

⇒人口推計や実績に基づくサービスニーズの見込みを踏まえ、計画的なサービスの確保を図るとともに、在宅サービスの充実や在宅医療の充実に向けた医療介護連携の促進が引き続き課題となる。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ◆地域共生社会の実現に向けた取組として、地域包括支援センターの体制や環境の整備を図ることに加え、障害者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進していくことが重要。
 - ◆認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を推進していくことが重要。
 - ◆地域包括ケアシステムを深化・推進するため、医療・介護分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、デジタル基盤を活用した情報を共有・活用等の推進が重要。
 - ◆介護給付適正化や効果的・効率的な事業実施に向けた保険者機能の強化が必要。
- ⇒地域共生の観点から、関連分野との連携も含め、地域における共生・支援・予防の取組の充実等、効果的・効率的な事業の推進が求められている。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

- ◆介護サービス需要の高まりの一方で生産年齢人口は急速な減少が見込まれており、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。
 - ◆介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取組を総合的に実施する必要。
 - ◆ICTの導入や適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など、生産性向上に資する取組を都道府県と連携して推進することが重要。
- ⇒介護人材の確保に向けた取組を県等と連携して推進していくことが求められている。

3. 現行計画の構成と今後の検討事項

(1) 計画策定に向けた主な検討事項

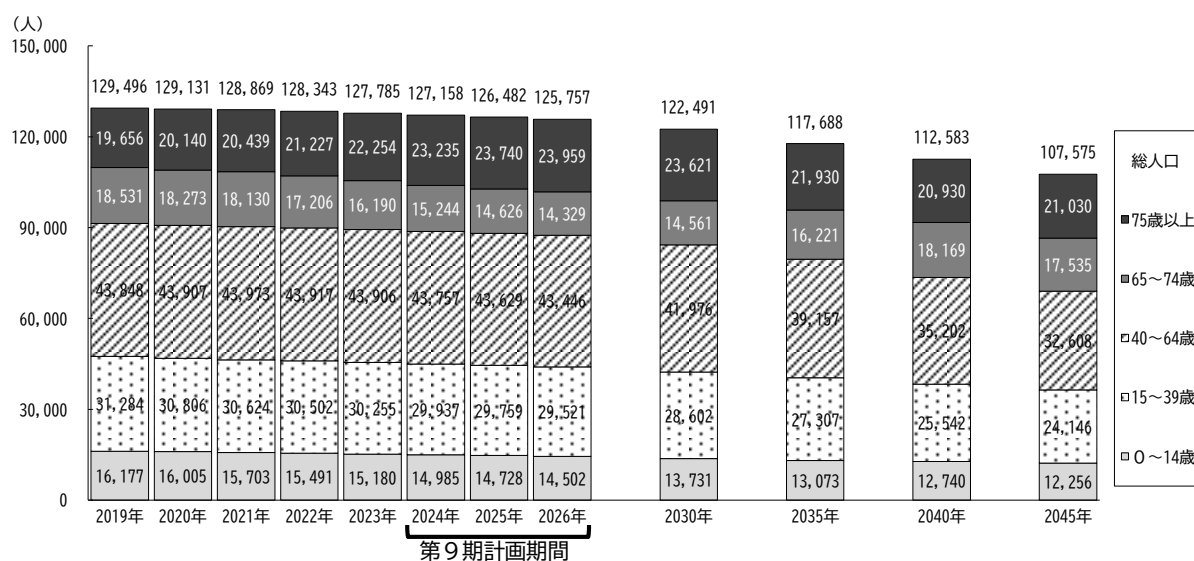
- ◆アンケート調査結果、各種統計データ（人口・介護保険事業等）等に基づく本市の課題と対応する取組の検討（第4章）
- ◆高齢者福祉施策、介護保険事業の現状と評価を踏まえた施策の見直し、新規実施／拡充する施策・事業の検討（第4章、第5章）
- ◆計画の進捗評価の手法や評価指標の検討（第5章、第7章）
- ◆人口推計、要介護者数の推計、各種サービス必要量の推計等を踏まえた、計画期間におけるサービス量の算定と保険料の決定（第6章）

4. 瀬戸市の人口・認定者数の推移と将来推計

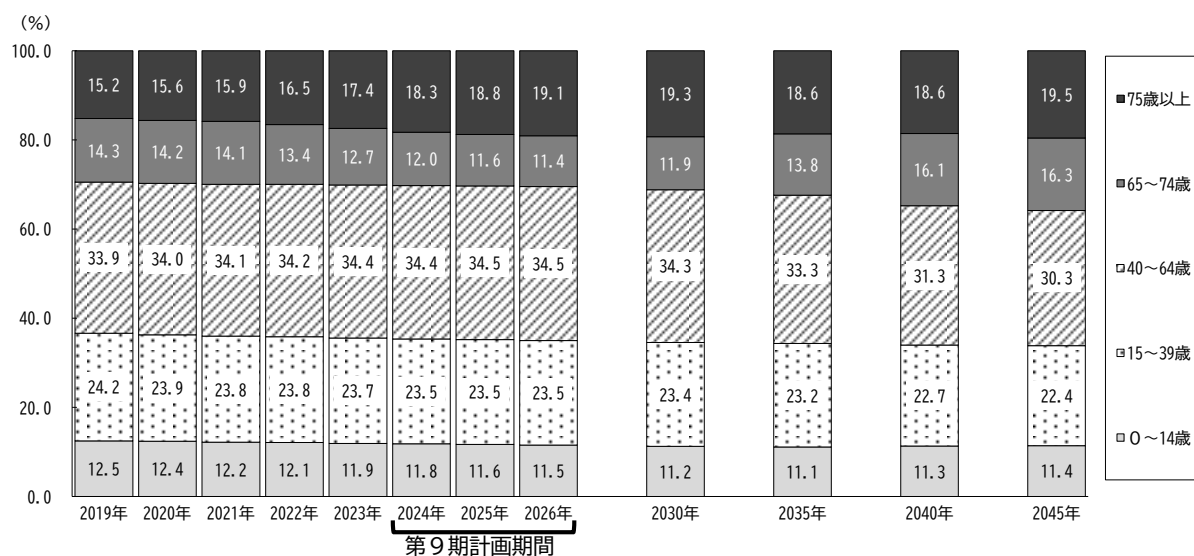
(1) 人口の推移と将来推計

- ◆2017年から2022年の瀬戸市の住民基本台帳人口の推移に基づき、コーホート変化率法によって2023年以降の将来人口を推計した。
- ◆瀬戸市の人口は緩やかな減少傾向となっている。引き続き人口の減少と高齢化率の上昇が見込まれる。
- ◆第9期計画期間中には、75歳以上人口の増加と65～74歳人口の減少が見込まれている。

■年齢5区分別人口の推移と将来推計（各年10月1日時点、2023年以降が推計値）



■年齢5区分別人口割合の推移と将来推計（各年10月1日時点、2023年以降が推計値）



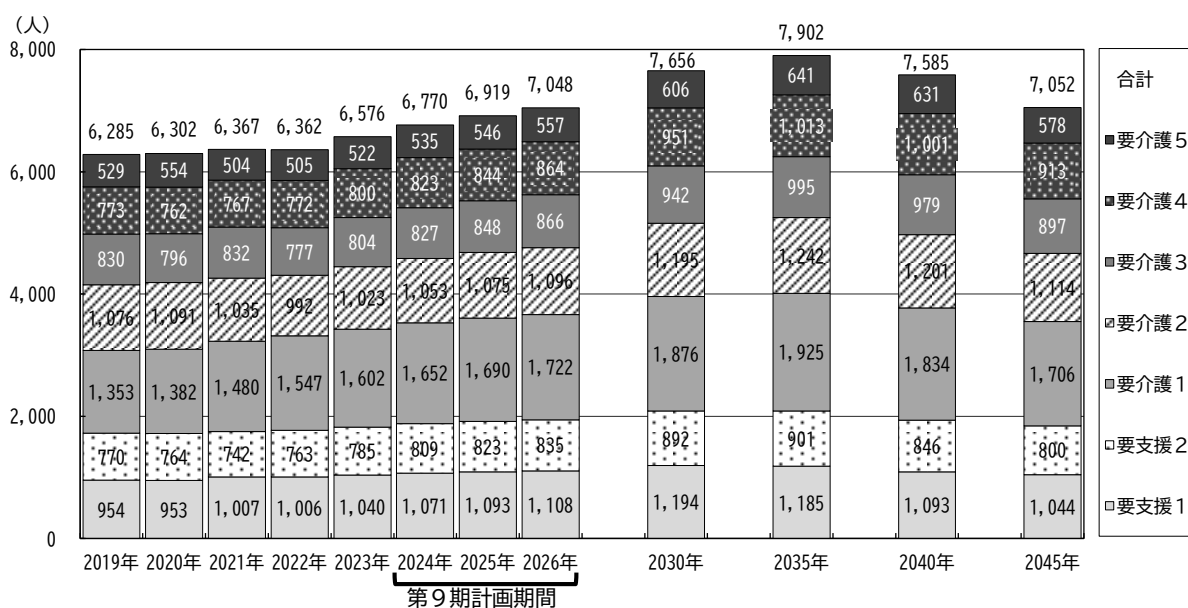
(2) 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

◆2022年9月30日時点の男女別・年齢段階別の認定率が将来にわたって変化しないと仮定して、認定者数の将来推計を行った（出典：介護保険事業状況報告月報9月分）。

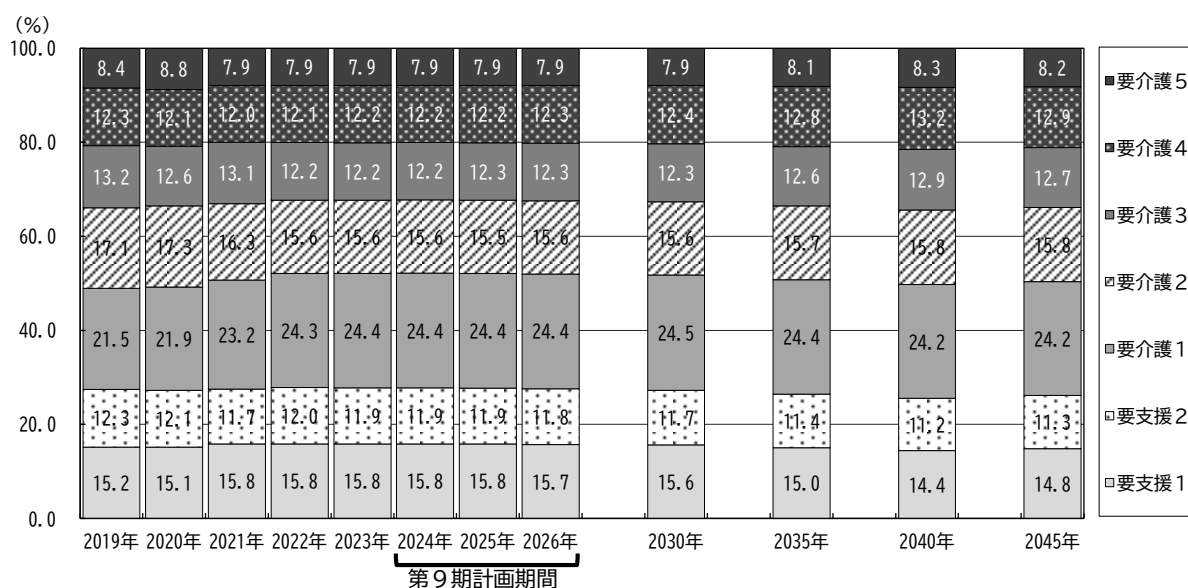
◆瀬戸市の認定者数は、今後2035年ごろまで増加する見込みとなっている。

◆第9期計画期間中には、認定者の増加が見込まれている。

■要支援・要介護認定者数の推移と将来推計（各年9月30日時点、2023年以降が推計値）



■要支援・要介護度別割合の推移と将来推計（各年9月30日時点、2023年以降が推計値）

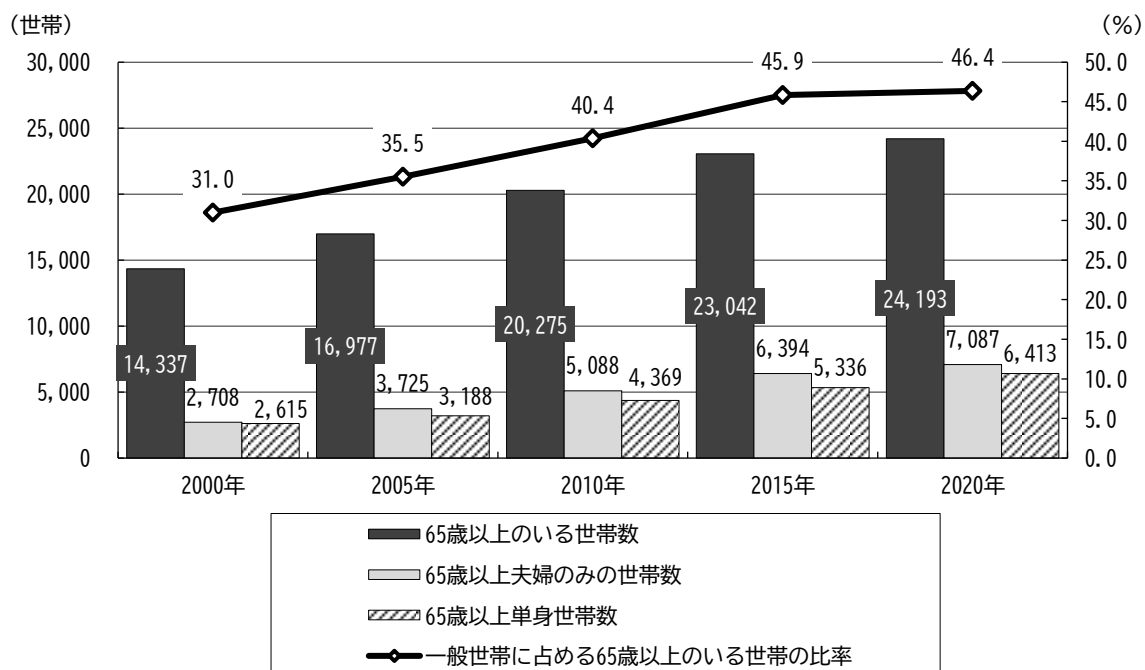


(3) 高齢者世帯の推移

◆国勢調査結果から瀬戸市における高齢者世帯の状況を見ると、高齢者のいる世帯数、高齢者のいる世帯の割合、高齢者夫婦のみの世帯数、高齢者のひとり暮らし世帯数のいずれもが増加傾向となっている。

◆瀬戸市は高齢者夫婦のみ世帯の割合が国・県と比較して高く推移している。

■高齢者世帯数の推移（国勢調査）



■一般世帯に占める高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみ世帯の割合の比較（国勢調査）

